

2017年10月12日

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

支社長 中村知久 殿

東日本旅客鉄道労働組合

大宮地方本部

執行委員長 森田勝美

健全な労使関係と現場第一主義を基に安全・安定輸送を確保できる

職場の構築を求める緊急申し入れ

大宮地本は、発生している事故・事象について職場の声・現実を基に原因を究明し、安全第一で安定した輸送を確保できる職場の構築に向け、大宮支社と真摯に向き合ってきました。

平成29年8月26日、西川口駅で発生した人身事故での運転再開時に「現地責任者補助者が運転士に対し再開指示をおこなった事象」についても安全上重要な課題と位置づけ、西川口駅業務委託の施策実施時における「異常時対応に必要な社員周知や教育を実施していく」との確認事項が実現できていない問題や、駅職場と運転職場の認識の相違、他支社との統一性について課題があることを認識一致させ、取り扱いの変更の必要性についても議論を重ねてきました。

しかし、委託以前より職場から疑念の声が出されているにも関わらず「変更しなかった根拠」、「突然変更する根拠」について労使双方で整理に向け努力している中、明確な回答も示されず、大総サ第67号「人身事故発生時における運転再開について」（平成29年9月27日付）の通達が出されました。この姿勢はこれまでの議論経過や、大地申1号「JR東労組大宮地本第18回定期大会」の発言に基づく申し入れ、第1回団体交渉での確認事項に反することであり到底認めることはできません。

またこの結果、通達を受けた職場の実態は「今までの取り扱いと変わっていない」「何が変わったのか分からない」との認識や、そもそも通達が出されていることも知らない社員がいる現実を生み出しています。「三現主義」を言葉だけとせず、今一度「現場第一主義」の精神を強く持つべきと考えます。

現状を見れば、通達ありき実施ありきの姿勢であり、大宮支社が掲げる「なぜ、この仕事をするのか」「なぜ、ルールを守るのか」などの本質を捉えた教育の推進の取り組みにも逆行していると言わざるを得ません。

従って、今事象を改めて捉え返し、健全な労使関係と現場第一主義を基に、安全・安定輸送を確保できる職場の構築を目指し、下記の通り申し入れを行いますので、誠意ある回答と速やかな団体交渉の開催を求めます。

1. 大地申第1号交渉において確認した「施策等、前広に情報共有していく」という確認事項に対し、9月27日に発出された「人身事故発生時における運転再開について(通達)」は労使の議論が深まらず疑念の声に対する明確な回答も示されない中で発出されたものであり、交渉確認事項に反する行為である。従って、今事象に対する見解及び、同事象を発生させない対策を実施すること。
2. 西川口駅の人身事故発生時における運転再開の方法を、職場から疑念の声が出されているにも関わらず「変更しなかった根拠」及び「突然変更する根拠」を示すこと。また、変更理由・内容を具体的にフロー等に明記し通達を再発出すること。
3. 取り扱いの変更は、明確な指導と十分な教育を実施し、認識一致されてからの実施とすること。

以 上